

報告事項1（周知・報告）

令和6年度第1学期（令和6年4月1日以降同年8月31日まで）における
教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

令和6年9月20日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

令和6年度における教職員の懲戒処分の状況について

1 報告期間

令和6年4月1日から同年8月31日まで

2 概 要

期間中、12件（15名）の懲戒処分を行った。※〔 〕内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	1 [1]	1 [1]	1 [1]	0 [0]	3 [3]
支援学校	1 [0]	2 [1]	1 [0]	1 [0]	5 [1]
中学校	1 [0]	2 [1]	0 [3]	1 [0]	4 [4]
小学校	0 [1]	2 [1]	0 [0]	1 [0]	3 [2]
合 計	3 [2]	7 [4]	2 [4]	3 [0]	15 [10]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	2 [1]	6 [1]	0 [4]	0 [0]	8 [6]
公金公物関係	0 [0]	0 [0]	2 [0]	0 [0]	2 [0]
公務外非行関係	1 [1]	0 [2]	0 [0]	1 [0]	2 [3]
交通法規違反等	0 [0]	1 [1]	0 [0]	0 [0]	1 [1]
管理監督責任	0 [0]	0 [0]	0 [0]	2 [0]	2 [0]
合 計	3 [2]	7 [4]	2 [4]	3 [0]	15 [10]

(1) 一般服務関係…7件（8名）

①体罰…1件（1名）

- ・ 市立小学校 男性教諭（55歳）『停職1月』

令和5年10月24日、教室でクラスメイトの女子児童と揉めていた男子児童を後ろから掴んで教卓付近に投げ飛ばし転倒させたほか、倒れた当該児童の胸ぐらを掴んで立ち上がらせ、頬を1回平手打ちする、額を拳で1回叩くなどの体罰を行った。

[管理監督責任]

校 長（58歳） 訓告

②特別休暇の不正取得等…1件（2名）

- ・ 府立支援学校 男性教諭（47歳）『停職6月』
- 府立支援学校 女性実習助手（43歳）『停職3月』

教諭は、平成30年4月から令和5年12月にかけて、特別休暇の虚偽申請を合計19回繰り返し、14日15分を不正に取得したほか、職務専念義務に反し勤務時間中に1日約4回の頻度で私的なメッセージ

のやり取りを行う、授業中や会議中に合計16回・195分にわたって居眠りする等を行った。また、令和4年4月から令和5年12月までの1年9か月間、通勤認定とは異なる経路で通勤して、通勤手当を不正に受給した。

実習助手は、令和3年5月から令和5年12月にかけて、特別休暇の虚偽申請を合計30回行い、14日2時間35分を不正に取得したほか、職務専念義務に反し、複数回にわたって勤務時間中に私的なメッセージのやり取り等を行った。

[管理監督責任]

校長（61歳） 厳重注意
前校長（59歳） 厳重注意

③生徒へのわいせつな行為…1件（1名）

- ・ 府立支援学校 男性講師（25歳）『免職』

令和6年5月から6月にかけて、勤務校の女子生徒とSNSで私的なやり取りを行って誘い、複数回、ホテル等でみだらな行為を行った。

[管理監督責任]

校長（47歳） 訓告

④生徒への性的画像の提供等…1件（1名）

- ・ 市立中学校 男性教諭（37歳）『免職』

勤務校で使用する授業支援アプリを私物のスマートフォンにインストールした上で、令和5年7月から11月にかけて3年生の生徒複数名との間で、繰り返し私的なメッセージのやりとりや写真等の送信を行った。

また、そのやり取りの中で、同僚教員を誹謗中傷する、生徒に不適切な言動等を行うなどしたほか、性的画像等の送信や無断撮影した生徒の写真を別の生徒に送るなど行った。

[管理監督責任]

前校長（49歳） 戒告
前教頭（54歳） 訓告

⑤生徒への不適切な行為…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（28歳）『停職6月』

令和5年3月から令和6年3月にかけて、他校へ転校した女子生徒に対し、SNS等で性的な言動等を含むメッセージを送るなど、私的なやり取りを合計2,356回行った。

また、令和5年4月から令和6年3月にかけて、合計7回、同生徒と私的に2人で会い、食事やカラオケなどに出かける等不適切な行為を行

った。

[管理監督責任]

校 長（60歳） 厳重注意

⑥生徒及び保護者への不適切な言動…1件（1名）

- ・ 市立義務教育学校 男性教頭（46歳）『停職3月』

令和5年10月6日、前日行われた生徒会役員選挙の立候補者による演説会の際に、無断で自身のしぐさや喋り方を真似て演説した男子生徒に対し、3度にわたって廊下等に呼び出し強く問いただした上に、選挙結果表を当該生徒の名前を消したものに張り替えるなどの不適切な行為を行った。

また、同日に来校した当該生徒の保護者に対しても、同様に強く問いただす等不適切な言動を行った。

[管理監督責任]

校 長（60歳） 訓告

前副校長（49歳） 訓告

⑦同僚へのパワー・ハラスメント…1件（1名）

- ・ 市立中学校 男性主幹（60歳）『停職3月』

令和5年6月から令和6年2月にかけて、勤務する市立小学校において、新規採用者の主事への指導の中で不適切な発言を行ったほか、同主事に対し、仕事が遅れたペナルティとしてあらかじめ準備した缶にお金を入れさせる、同主事が管理する現金に不足が生じた際に弁償させるなどのハラスメント行為を行った。

[管理監督責任]

前校長（62歳） 戒告

教 頭（47歳） 訓戒

(2) 公金公物関係…2件（2名）

①通勤手当の不正受給…2件（2名）

- ・ 府立支援学校 女性教諭（29歳）『減給1月』

令和5年8月6日から9月6日までの約1か月間、認定経路とは異なる経路で通勤を行ったにもかかわらず、その届出を行わずに通勤し、通勤手当を不正に受給した。

また、令和3年4月及び令和5年11月にも、転居に伴い通勤経路を変更したにもかかわらず、その届出をしないまま認定外の経路で通勤を行った。

- ・ 府立高等学校 女性講師（54歳）『減給3月』

公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、認定外の自家用車で通勤するなどし、通勤手当を不正に受給した。また、学校での聞き取りに対し虚偽の報告を行った。

（3）公務外非行関係…2件（2名）

③窃盗…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（41歳）『免職』

令和5年12月9日、和歌山県内のコンビニエンスストア2店舗において、アルコール飲料を計3本窃取した。

その際、呼び止めた店長と揉み合いした上に逃走したが、その後現行犯逮捕された。

また、12月7日にも、同じ店舗において、アルコール飲料を計2本窃取した。

②器物損壊…1件（1名）

- ・ 府立支援学校 男性事務職員（46歳）『戒告』

令和5年8月21日、自宅マンションの駐輪場入口に無断で自動車が停まっていること等に腹を立て、車の中の運転手を驚かせるため、駐輪場内に落ちていた水の入った袋を拾ってエレベーターでマンション6階まで上がり、階段踊り場からその袋を下に落とした。

その結果、当該自動車にあたってフロントガラスの一部が割れた。

（4）交通法規違反等…1件（1名）

①無免許運転等…1件（1名）

- ・ 市立小学校 男性講師（30歳）『停職6月』

運転免許が失効していることを認識しながら、通勤や出張において自家用車及び原付バイクの無免許運転を繰り返し行った。また、車等の認定外通勤により通勤手当を不正に受給した。

3 府教委の主な取組み

- 令和6年4月から7月にかけて、「府立学校新任校長（教頭）研修」及び「市町村教育委員会人事担当者会議」等を実施し、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示又は指導・助言するとともに、府教育庁が作成した「不祥事予防に向けて《チェックリスト》」等を活用した校内研修等の実施を指示した。

- 令和6年7月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。

通達には、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）を添付し、事例毎に「チェック項目」を設けた。

また、所属教職員に対し、「なぜ、不祥事・不正行為を行ってはいけないか」「不祥事・不正行為を行うとどうなるか」「不祥事や不正行為はどのように発覚するのか」の3点を挙げ、具体的に指導し綱紀の保持に遺漏なきよう取り組むよう指示した。

さらに、7月25日、教職員による生徒へのわいせつ事案が生起したことから、急遽、「臨時支援学校長会」を実施し、教職員による違法行為、性暴力の根絶に向けて、府教委より指導した。

- 令和6年8月、教職員による学校内での盗撮、児童買春や常習的なセクシュアルハラスメントなど、児童生徒に対する性暴力の事案が立て続けに生じていることから、その禁止を徹底するため、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あてに、「児童・生徒に対する性暴力等の禁止の徹底について（通達・通知）」を発出した。

通達には、過去に発出した、私的なSNS等の禁止に関する通達のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する法律、大阪府教育委員会における基本指針等を所属教職員に周知し、校内研修等を行うなど所属教職員に対する指導・監督に万全を期すよう指示した。

また、8月23日、「人事校長会」を実施し、同通達の趣旨を説明するとともに、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、所属教職員に対する指導・監督を徹底するよう指示した。

